

専決処分の報告について
(区立赤塚新町小学校校舎において発生した転倒事故に係る示談処理)

1 事故の概要

令和2年4月13日午前11時40分頃、区立赤塚新町小学校の校舎内において、資料配付日のため来校した児童の保護者が雨漏りにより生じた水たまりに足を滑らせ、転倒し、足首を負傷した。

被害者は、当日保健室にて養護教諭から湿布による手当を受け帰宅した。翌日、病院で右足首捻挫と診断された。当初全治2か月の診断であったが、怪我の回復状況から、治療が終了したのは令和2年10月20日であった。

2 示談の相手方

板橋区在住

3 示談成立日

令和3年3月3日

4 示談の処理

区は、本事故による損害額に相当する金額を被害者に支払うこととし、今後、区と被害者の間に書面に定めるほか何らかの債権債務が存しないことを確認する示談書を取り交わした。

5 示談金額

金180,900円

なお、示談に要する損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により、全額が補てんされる。

6 支払い

令和3年3月22日、相手方に全額支払った。

